いじめ防止等対策の取り組みについて

熊本高等専門学校(熊本)

	点検項目	令和4年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめ防止についてメール等で注意喚起する際には、「いじめの定義」も付けている。	引き続きメール等で注意喚起する際には、「いじめの定義」を付ける。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	年度途中で、２か月に１回の定例開催に変更した。なお、事案発生時は集中的に開催し、情報共有、対応方針を協議した。	引き続き、２か月に１回の定例開催を継続する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	SSWによるいじめ防止に関する講演会 「いじめの発見と対応～信頼関係を築くために～」 いじめの定義、要素を確認し、いじめが疑われる事案について、いじめられた側、いじめた側、周囲への対応、学生・保護者との信頼関係づくりの重要性について講演をいただいた。	引き続き、年１回以上のいじめに関する研修を実施する。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	教員会やメールで周知	引き続き、周知を行う。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画に記載	引き続き、毎年度いじめ防止等基本計画を策定し、周知を行う。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教員会やメールで周知	引き続き、周知を行う。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画に記載	引き続き、周知を行う。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	Teamsを利用して情報共有	引き続き、日常的な情報共有を行う。	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	年度末に活動を振り返り、次年度の課題を考察している。	年度末に点検を実施し、いじめ対策委員会の議を経て、次年度に引き継いでいる。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生対象を年１回、保護者対象を年２回実施した。また、試行的にインターネットいじめ目安箱を設置した。なお、令和5年度計画では、学生対象２回、保護者対象２回のアンケートを実施することを決定した。	いじめを把握するためのアンケートを学生対象２回、保護者対象２回のアンケートを実施した。また、アンケートの設問を見直し、「いじめ」というワードを出さずにいじめの芽になりそうな事柄を拾い上げられる設問に変更した。	令和5年度実施済
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	Teamsを利用して情報共有	引き続き、日常的な情報共有を行う。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	２年女子学生に対する不適切なSNS投稿案件を踏まえ、２年生全体にSNS講習を実施した。	引き続き、研修を実施する。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	いじめ防止週間（前期・後期）	引き続き、実施する。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	「いじめ防止週間」を前期と後期にそれぞれ2週間ずつ設け、意識啓発を行った。	引き続き、実施する。	-
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページや保護者アンケートの実施により周知した。	引き続き、周知を行う。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	被害学生・その保護者には、学校側の最終的な対応を伝え、要望がないか確認を行った。	引き続き、確認を行う。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	いじめ対策委員会に外部の有識者の意見を取り入れるため、SSW、SCを委員に加えている。	連携・協力体制を継続する。令和5年度運営諮問会議において、いじめ防止対策の内容説明及び令和5年度の認知状況報告を行い、意見を伺った。	令和5年11月実施済
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	SSWが介入し警察と連携している	連携・協力体制を継続する。	-